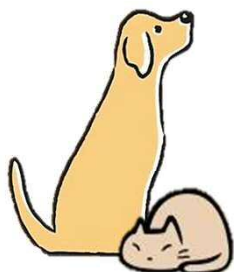
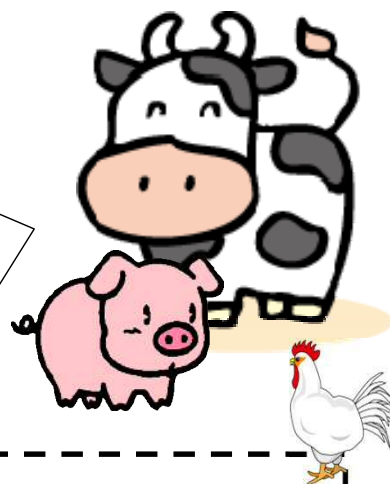


動物用医薬品の適正な管理・販売のお願い



食品(乳、肉、卵、魚などの畜産物)の安全性の確保や愛玩動物の健康を守るためには、動物用医薬品の販売業に携わる方の御理解と御協力が不可欠です。今後とも、動物用医薬品の適正な取扱い及び品質管理等を実施していただきますようお願いいたします。



主な遵守事項

- 許可証は、原本を店舗の見やすい場所に掲示してください
- 医薬品等の適正管理のための指針・手順書を作成し、それに基づき業務を実施してください
- 構造設備基準を守りましょう
- 店舗または営業所は、管理者による適正な管理が必要です
- 店舗の管理帳簿、医薬品の譲受・譲渡の記録が必要です
- 店舗を利用するために必要な情報を、見やすい場所に掲示してください
- 購入者に対して必要な情報提供を行ってください
- 適切な区分陳列をしてください
- 要指示医薬品は獣医師の指示書に基づいて、販売してください
- 許可区分等により、販売できる品目に制限があります
- 特例店舗は、許可を受けた品目のみ販売できます

上記の他、動物用医薬品の適切な流通・使用が図られるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び関係法令に定められた事項を遵守してください。

許可関係事項に変更がある場合の届出について

～以下の項目に変更がある場合、事前または事後の届出が必要です～

事前届が必要な項目（卸売は除く）

- 店舗の名称
- 法第36条の10第5項の相談に応ずる電話番号その他の連絡先
- 特定販売の実施の有無
- 特定販売に関する事項
 - 通信手段
 - 特定販売を行う医薬品の区分
 - 特定販売の広告における店舗の名称
 - 広告にインターネットを利用する場合、主たるホームページアドレス

変更後30日以内に届出が必要な項目

- 申請者の氏名若しくは名称（実態は変更前と同じ）又は住所
- 営業所の名称（卸売販売業のみ）
- 管理者（店舗管理者・営業所管理者）
- 管理者以外の実務に従事する薬剤師・登録販売者
- 管理者（店舗管理者・営業所管理者）の氏名
- 管理者以外の実務に従事する薬剤師・登録販売者の氏名
- 管理者（店舗管理者・営業所管理者）の住所
- 取り扱う医薬品の種類（指定医薬品か否か）
- 店舗又は営業所の構造設備の主要部分
- 業務を行う役員等（法人の場合のみ）
- 特例店舗販売業の場合の取扱品目の廃止
- 店舗等における兼営事業の種類の変更
 - 兼営事業の種類に動物用管理医療機器販売・賃貸業を追加する場合など

※ 特例店舗販売業において、品目の変更又は追加を行う場合は、品目変更（追加指定）申請が必要です。

連絡先

- 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
東部家畜保健衛生所保健衛生課（指導グループ）
電話：0532-45-1141 FAX：0532-48-8943
- 新城市、北設楽郡
東部家畜保健衛生所新城設楽支所
電話：0536-22-0549 FAX：0536-23-4952
- 平日 8時45分～17時30分まで